

厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
研究報告書
諸外国における保育制度の現状及び課題に関する研究

主任研究者 網野武博（上智大学）

研究要旨

我が国においては長い間、就学前児童のケアは保育所と幼稚園、家庭の三者で分担されてきた。今回の保育システムの改革とともに「子ども」と「家庭」にとって真の意味においてふさわしい就学前児童のケアとはどのようなものであるのかを検討する時期に来ている。0～5歳児を「就学前児童」として包括的に捉え、今後の少子社会における子育て・子育て（健全育成）の社会的サポートのあり方の検討を目的に諸外国制度を網羅的、一覽的に制度の側面から把握することを目的とし、今年度は文献調査を中心としてサーベイを行い、各国制度の特徴の大枠を捉え、考察をおこなった。

その結果、キーワードとして「就労支援としての保育」、「学童期からの保育」、「幼保一元化」等が挙げられた。

A. 研究目的

平成10年度より改正後の児童福祉法に基づき、保育システムは新しい時代に向け、大幅な改正がなされた。保護者の選択性を強めた直接契約の形へと利用形態が変化し、保育料徴収のシステム、配置基準や施設設備の最低基準等も同時に見直しがなされている。また、保育所保育指針の見直し作業も進む中、保育サービスのあり方についての議論は活発になっている。就学前児童のケアのあり方は幼稚園との関係、地方分権化等多くの不確定要素を孕んでおり、サービス実施方法、形態、内容ともに大きく転換期を迎えている。我が国においては長い間、就学前児童のケアは保育所と幼稚園、家庭の三者で分担されてきた。今回の保育システムの改革とともに「子ども」と「家庭」にとって真の意味においてふさわしい就学前児童のケアとはどのようなものであるのかを検討する時期に来ている。0～5歳児を「就学前児童」として包括的に捉え、今後の少子社会における子育て・子育て（健全育成）の社会的サポートのあり方を検討する場合、従来のような分断的な研究では政策

への反映を十分に行うことが難しい。また、研究時点や方法、対象に大きくばらつきがなく一覽的な資料の作成を行うことは、政策立案の基礎資料として将来的な活用の視点からも意義あることである。以上のような問題意識と背景を踏まえ、本研究では就学前児童への社会的関わりが諸外国においてどのように設計、実施されているのかを捉え、我が国における今後の就学前児童ケアのあり方を検討することを目的とした。

B. 研究方法

今年度は、研究協力者ごとに対象国の分担に従い、各国の保育制度についての現状を概観し、文献及び資料を通して基本的項目（保育の場所、根拠法、配置基準、専門職等）について現状把握をおこなった。そして、最後に来年度研究のポイントだしを兼ねて各国について特徴をキーワードで整理した。また、研究協力者会議において問題意識を話し合うことにより、各国に共通の課題及び相違点などについて検討した。来年度に実施予定の諸外国への質問紙調査の項目案の事前検討とし

て日本版の作成と英訳作業に着手した。

今年度は各国の特徴を把握し、我が国の就学前児童へのケアのあり方について研究協力者会議によって要点を整理した。

C. 研究結果

今年度、文献調査を行い政策の概観を把握したのは以下のとおりである。北米（アメリカ、カナダ）、欧州（ドイツ、フランス、オランダ、デンマーク、スウェーデン）、オセアニア（ニュージーランド、オーストラリア）である。基本的にはブリーフ（各国一覧表）の作成を行うための背景や制度の把握を中心とした。特に「保育」に対する政策立案理念の把握を中心に行った他、保育サービスの職員の資格、配置基準などをみた。その結果、いずれの国においても保育政策の重要性は高く、また家族政策的な視点及び労働政策の視点も関わっていることがわかった。州法による規定をベースとしたアメリカでは、伝統的に救貧対策の一部として扱ってきたという経緯があるものの、クリントン政権以降、保育サービス担当部局を創設するなど、連邦ベースの関与を強めながら「救貧対策」から「就労支援」まで拡大し、さらに州ごとの保育制度と自由契約としての保育が多様に展開されていることが確かめられた。ドイツでは、東西統一後とくに旧西ドイツの政策が普及する中で、3歳までの手当制度、育児休業制度の充実、年長幼児から学童期にかけての保育の充実並びに州ごとの独自の保育制度や保育者の資格の多様性が確かめられた。フランスは手当と税控除の施策を組み合わせながら、子どもを産み育てることを支えるシステムを整備しているとともに、2歳からの就園の促進や、個有のスタイルの幼保一元性を通じて、就学前の保育と教育の機会を確保する方向を明瞭にしている。北欧諸国は早くから国民の生活を支える基本的な社会サービスとして保育サービスを公的財源で整備してきたが、最

近はその運営を民間や企業参加へ広げていく等の動きを見せながらも理念的には基盤は確固としたものを持ち続けている。とくにスウェーデンにおいて、家庭福祉としての保育改革がすすめられているオセアニアでは、ニュージーランドにみられるように保育と幼児教育の関係を見直す「エデュケア (edu-care)」的な視点での一元化の整備を進めているとともに、ライセンス制度による民間を中心とした保育所設置や個有スタイルの疑似バウチャー制度を促進している。

D. 考察

以上のように、歴史や伝統をふまえつつ、今日の政党の動静、政策の展開が深く関わっている政策立案の視点からその動向を捉えるならば、全体として「就労支援の一環としての子ども持つ家庭のウェルビーイングを目指す」タイプ、「教育との連携による就学前児童ケア」タイプ、「ミックスタイプ」の三つにまとめることができよう。来年度は今年度の文献調査結果から出されたポイントを項目として作成し、統合的に分析する発展させていくこととしたい。

E. 結論

我が国における保育所改革は著しい動きを見せている。エンゼルプランの策定以降、特別保育事業を中心として、地域の社会資源として拡がりを見せている。保育所は長い間、働く母親を持つ子どもの福祉を保障することを目的に整備されてきたが、これは働く親への支援と子どもの育ちと双方の生活に大きく貢献してきた。しかし、昨今の保育制度改革での動向を見ると、就労している家庭の子どもだけを対象としてきた（いわゆる「保育に欠ける」子ども）保育所のサービスを見直す背景には、すべての子どもに保育サービスが必要であるとの認識があると言える。また、保育所による集団保育サービスだけでなく、

家庭的保育サービスの重要性が子どもの発達・成長の視点からもその重要性が指摘されるなど、形態や方法も様々になってきており、多様な保育サービスの萌芽がみられる。これを牽引しているものの一つには、働く親への支援という視点からのサービス提供があり、労働省の育児休業制度やファミリーサポートセンター事業といった公的施策もそれを応援している。この二つの方向からの子育て支援が、我が国の子育て家庭のニーズに合致する方向へと充実していくためには、国として、社会としての一つの可能な限りの合意を伴うトータルな理念型を有することが求められている。この方向は今回の諸外国の調査を通じてとくに確かめられることである。共通理念のもとに、それを達成・実現していくために多方面からのアプローチが効果を発揮するということが、諸外国の文献調査から読みとれる。今、児童福祉から子ども家庭福祉という政策的な転換の過渡期にあると言われるが、それを実質的なものとして充実していくためにも、保育サービスを含む就学前児童へのケアのあり方の理念や方針を総合的に確立していくことが重要である。このため、来年度は、各国への実態調査を行いながら文献資料による分析をさらに進めていくこととし、我が国における保育サービスの政策スタンスを提示することとしたい。

F. 研究発表

1. 論文発表 未発表
2. 学会発表 未発表

1. 我が国における就学前児童サービスの概要

(1) 保育所制度

項目	内容
(1)名称	保育所
(2)監督官庁	厚生省児童家庭局
(3)根拠法	児童福祉法（第 24 条、第 39 条）
(4)目的	日々、保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とした通所施設。
(5)利用児童の定義	<p>①保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従って条例で定める事由があると市町村に認められた就学前児童で、その保護者から申し込みがあった者。 （条例準則）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.居宅外で労働することを常態としていること 2.居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。 3.妊娠中であるか又は出産後間もないこと。 4.疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 5.長期にわたり、疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。 6.震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 7.市（町村）長が認める前各号に類する状態にあること。 <p>②保育の必要性があると報告又は通知された児童について、保護者に対して保育所の利用を勧奨された者。</p>
(6)職員の種類 （最低基準）	保母（保育士）、嘱託医（児童福祉施設設置基準第 33 条）
(7)職員の資格	保母（保育士）資格を有する者
(8)職員配置基準	乳児（2 歳未満） 1：3 満 2 歳以上 3 歳未満 1：6 満 3 歳以上 4 歳未満 1：20 満 4 歳以上 5 歳未満 1：30
(9)基本的制度外の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・季節保育所：農繁期等地方産業の繁忙期において、保護者の労働のため保育に欠ける乳幼児に対し保育を提供する施設。 ・へき地保育所：交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地、離島等において保育を要する児童に対して保育を提供する施設。 ・事業所内保育施設：企業や病院等が雇用労働者対策あるいは従業員の福利厚生の一環として事業所内に保育施設を設置したもので、一般的には従業員の子どもが入所している。 ・分園方式による保育所：児童福祉法の規定に基づく保育所を中心保育所とし、そこから 30 分以内の距離において 30 人未満の規模で保育する施設。施設整備についても施設最低基準を満たしていることが条件となる。

(10)施設設備の状況 (最低基準)	保育所は施設最低基準に基づき、 1. 1人あたり面積、用具、便所等、屋外遊技場等の設置、建築基準法に基づく防火・耐火設備、避難経路、材質等の詳細が規定されている。
(11)資格取得に必要な教育及び研修過程	保育士の資格：児童福祉法施行令第13条 1. 厚生大臣の指定する保母を養成する学校その他の施設を卒業した者 2. 保母試験に合格した者 上記1に該当する男子も含む。
(12)保育料の考え方 (費用負担)、公的助成の状況	1. 現在、7階層区分による負担能力に応じた(応能負担方式)に基づいているが、将来的には保育に要する費用(応益負担)及びこれを扶養義務者(保護者)から徴収した場合に生じる家計への負担を配慮した方式へ。 2. 生活保護世帯の保育料の負担については、保育料の負担分を生活保護の加算制度で対応することを含めて検討中。
(13)幼稚園と保育園の違い、幼児教育に対する注力度	1. 基本的には福祉の体系による保育所と幼児教育の体系による幼稚園に二元化されている。 2. 保育所による保育については「保育所保育指針」に基づき、幼稚園は「幼稚園教育要領」に基づいてサービスを提供しているが、近年は内容的にも相互連携が図られている。 3. 地方分権推進委員会の勧告や就労と子育てをめぐる実態から、就学前児童に対するデイケアの在り方、サービスの種類など見直しが必要と認識されている。 4. 地域の実情に応じては保育所と幼稚園の連携強化が必要と考えられ、施設の総合化を図る方向で、幼稚園・保育所の施設の共用化等を含めた弾力的な運用を模索している段階である。
(14)認可外保育サービスの状況	1. 認可を受けていない保育施設として、保育・託児施設、ベビーホテル、ベビールームなどがある。これらは夜間保育や宿泊を伴う保育、一時預かりなど、通常の保育所においては実施されていない(不足している)ものを提供している。 2. 家庭的保育は国の法制度ではないが、自治体が地域の実情に応じて条例に基づき実施している。家庭福祉員、家庭保育室、保育ママなど名称は多様である。 3. 在宅保育、訪問保育(ベビーシッター事業)に対し、国の助成制度がある。 4. モデル事業として駅型保育が推進されている。通勤に便利のように駅前のビルやマンションなどの一室で保育を提供する良質な認可外の民間施設を助成する形で実施している。
(15)保育所数	22,401箇所(1997/4)
(16)対象児童数	1,642,741人() 入所率(対定員)85.77%
(17)職員数	専任 208,424人 兼任 22,269人 (1996/10) 女子 229,437人 男子 1,256人 ()

2.幼稚園制度

項目	内容
(1)名称	幼稚園
(2)監督官庁	文部省
(3)根拠法	学校教育法（第77条～82条）
(4)目的	幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする学校教育施設。豊かな生活体験を通じて自我の形成を図り、「生きる力」の基礎を培うこと。
(5)利用児童の定義	満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児
(6)職員の種類 （最低基準）	園長、教頭及び教諭（教頭は特別な事情がある場合は置かないことができる）
(7)目標	<ol style="list-style-type: none"> 1.日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。 2.集団生活の体験から喜んで参加する態度、協同、自主・自律の精神の芽生えを養うこと。 3.身近の社会生活と事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと 4.言語の正しい使い方を導き、童話・絵本に対する興味を養うこと。 5.音楽、遊技、絵画等により創作的な表現に対する興味を養うこと。
(8)設置基準	<ol style="list-style-type: none"> 1.一学級の幼児数は35人以下を原則とする。 2.学級は学年のはじめの日の前日時点で同一年齢の幼児で構成する。 3.各学級ごとに少なくとも専任の教諭1人を配置しなければならない。 4.施設建物の設置基準は、幼児の教育上適切で安全な環境に定めなければならない。
(9)保育時間	1日4時間、年間39週を標準とするが、地域の実情や保護者の要請などに応じて、弾力的な対応をしていくことが適当。
(10)費用料金	運営費は設置者が負担し、利用者から一律の料金を徴収する。
(11)内容	<ol style="list-style-type: none"> 1.心身の健康を培う活動を積極的に取り入れること 2.自然体験、社会体験などの直接的、具体的生活体験を重視すること 3.幼児期にふさわしい知的発達を促す教育の在り方を明確に示すこと 4.自我が芽生え、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達特性に応じたきめ細かな対応を図ること。 5.集団との関わりとの中で幼児の自己実現を図ること

2. 保育をめぐる社会の動向

我が国の保育所は昭和22年の児童福祉法施行以後、「保育に欠ける児童」にたいし、福祉サービスの一つとして実施されてきた行政のサービスである。児童家庭福祉行政の中で、保育書運営関連の予算はそのほとんどを占めており、中心的な分野である。全国に2万2,000箇所あまりの保育所が設置されていることからわかるように、児童福祉分野は早くから着手・整備されて来たという歴史がある。

しかし、今、直面していることは、旧来から整備されてきた基盤があるにもかかわらず、時代のニーズに合致していない時代遅れのサービスであるという事実であろう。量的な資源の整備がなされていたために、時代の変化に伴って発生してきた新しいニーズや顕在化のかたちに変化したニーズ等に即応することが難しかったとも言える。また、児童福祉法の理念はその総則によるように「全ての子どもの健全育成と福祉の向上」を目的としたものであったとしても、法に規定されている児童福祉施設による援助の対象は、要保護性の強い子ども、すなわち家庭での養育が不可能と考える子ども、具体的な疾患を有している子どもを中心としたものであり、その流れの中で「保育所」も整理されていることも挙げられよう。また、そこでの事業実施の目的・機能は家庭における子育ての補完・代替という目的からなされるものとして、法に位置づけられていたことも、国民生活の変化への対応等即応性の欠如につながったものと言えよう。

最近の児童福祉法改正等児童家庭福祉行政見直しの中で、保育サービスを「就学前児童のケア」として普遍的な社会支援サービス

として捉える流れも見られる。少子化の要因が解析・分析されるにつれて、就労と子育てとの両立の視点が以前とは違う意味で強調されている。かつて女性の就労は経済的な理由によるものが多く、夫の収入でまかないきれない分を妻が稼ぐという構造だった。しかし、現在では同じ経済的な理由でも、維持したいと願う生活水準は高く、余裕を持って生活するためのものになっている。また、女性の就労理由も経済的なものではなく、自己実現や自分の生き甲斐といった精神的な理由によるものも多くなる等、多様化している。その中であって、子どもを育てるということは、多大な経済的負担と精神的・肉体的な負担を持ってなされる行為として、国民生活の中に位置づけられている。保育所をはじめとする子育て支援のサービスは、子どもを持つことで余儀なくされる「過酷な」生活を支援していくサービスである。

普遍的な支援サービスとして保育を位置づけることは、文部省管轄の幼稚園との棲み分け問題に着手することでもあり、決して容易ではない。しかし、児童福祉法改正以後出された各種児童家庭局通知などによって、保育所と幼稚園の施設共有化が可能になり、幼稚園での預かり保育事業に対する公的支援の事例等が報告されている。

平成10年4月から実施されている改正以後の児童福祉法は、実際の現場での変化を実感するには至らないまでも、数多くの変化の兆しをもたらしている。「子育て」も社会的支援の対象にしていかなければ、子ども、親双方の生活的な豊かさは保障されないという状況が、国民的認識として形成されるようになることにつながっている。また、昨今目につくようになった学校でのいじめ、不登校・ひきこもり等子どもたちの

生活上の様々な問題発生によっても就学前のケアを見直す動きは感じられている。

3. これからの保育をめぐる議論

これからの保育サービスの行方について、(1) 児童福祉法改正による影響、(2) 地方分権推進委員会勧告による影響、(3) 少子化対策としての保育サービスの展開、の三つに分けて考察する。

(1) 児童福祉法の改正による影響

表1は今回の児童福祉法改正によって行われた改正点を一覧にまとめたものである。このことによって、保育所による保育サービスがより普遍的な子育て支援サービスとしての意味合いを強めて再生されたと言える。新しい入所方式の場合、保護者の選択性がより強まった形になったために、保護者への情報提供の重要性は格段に強まったのである。そのことは、保育所の運営や保育内容に至るまで、保育所情報を公開することが前提となり、競争性と透明性が高まることが期待されている。

また、保育料は従来利用するサービスの種別とはリンクしない形で納税額に応じて積算されてきたが、将来的に保育費用（コスト）、すなわち保育事業を運営するにかかった費用の額と連動して設定されるべきものであるとの考え方になった。保育費用と保育料とのリンクは、保育所による保育サービスをより柔軟に利用しやすい形にしていくために必要となる考え方である。つまり、利用者が従来のように1日8時間、週6日の通常保育を一つのパックとして購入する層しかおらず、保育所も相談事業など保育以外の付加的なサービスを実施することもなければ、保育費用（コスト）と保育料をリンクする形は必要なかったのでは

る。しかし、これからは非定型保育や一時預かりなど、時間ごとの設定によって運営せざるをえない事業が増えていく場合、子どもの家庭の事情によって一人の子どもを1時間同じ場所で保育する費用が変わるというシステムでは運営していくことが難しくなってきたことも、年齢とサービスの種類によって保育料を課す方向で検討される要因であったと言える。

また、保母の名称変更も児童福祉法改正に伴い行われた。児童福祉施設最低基準第33条に定められていた保母は、平成11年度から「保育士」と変更されることになった。この名称の変更は、「男性保母」の名称を規定することを目的として実施された。名称の変更とともに国家資格とする方向性も議論されたが、名称だけが変更された。「男性保母」の名称として「保父」も検討されたが、ジェンダーの視点からも保育士として統一されたのである。

(2) 地方分権化の流れの中での議論

地方分権推進委員会の勧告など、地方分権をめぐる審議は児童福祉施策の実施体制に大きな影響を与えている。今回の児童福祉法の改正では、地方分権委員会の勧告に従ったことを理由に付したものがいくつか見られた。児童厚生員の名称がなくなり「児童の遊びを指導する者」となったこと、保育所における調理員の必置規定を緩和したこと、そして幼稚園との施設共有化等弾力的な運用の決定等が挙げられる。幼稚園との施設共有化については平成10年3月に文部省初等中等教育局長と厚生省児童家庭局長の連名通知（初幼第476号、児発第130号）によって打ち出された。この決定は、保育内容と幼稚園教育のサービスの内容についての見直しを促す作用も有していると

考えることができ、今後は各市町村で具体的に実践されることによって幼稚園と保育所の共存実施体制が確立されていくであろう。特に少子化に伴う幼稚園経営の逼迫が、新たな対応を余儀なくされている。幼稚園による延長保育（預かり保育）にも公費助成を行う動きが各地で起こっており、今後も両者の関係は変化していくことが予想される。

ということに、政策側のコンセンサスが形成されようとしている。

(3) 少子化対策としての保育サービスの展開

現在の保育サービスをめぐる流れが具体化したのは、少子化対策が本格化した平成元年以降である。特に平成6年12月「エンゼルプラン」（今後の子育て支援のための施策の基本的方向について）が発表されて以後、保育サービスは少子化対策の一部として組み込まれている。エンゼルプランの発表された二日後には大蔵・自治・厚生3省によって「緊急保育対策等5か年事業（当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方）では、特別保育事業の充実を積極的に行っている。各地方団体の取り組みを促進するために、策定が進められてきた児童育成計画（地方版エンゼルプラン）も、社会福祉基礎構造改革において打ち出された「地域福祉計画」によって、その意義や目的を見直す必要もでてきた。

また、平成11年4月に実施される省庁再編によって厚生省は労働省と一緒にすることから、育児休業休暇の取得をはじめとする雇用環境の整備と一体化した保育サービスの充実が一層図られることになろう。少子化対策が叫ばれた初期は「どうしたら子どもが増えるか」を目的として議論されることが多かったが、約10年の年月を経て子育て環境の整備を通じた長期的な取り組みこそが、少子化解決の糸口として必要である

第Ⅱ章 諸外国の保育制度

1. アメリカ

澁谷百合（お茶の水女子大）

第1部 制度的概要

I 福祉政策としての家族政策と子どもの保育

A アメリカの福祉政策の特徴

イギリス・オランダ・フランスなど欧州各国の植民地としてそれぞれの民族の共同体を中心に発展してきた歴史的伝統からも、アメリカ合衆国では自己のアイデンティティーを守り、家族・家庭といったプライバシーの領域に公権力が介入することを嫌う傾向が強い。福祉の分野でもその傾向は同様で、個人の権利や自律が広く尊重され、福祉政策の対象として公的サービスを受ける（言い換えれば、公権力の介入を認める）のは社会的に問題を認められた家族や個人であり、健全育成といった児童一般を対象としたものはあり得ない。福祉政策としての家族政策や保育サービスも、広く一般の家族やその子どもを対象とすることはなく、この点で日本と比較する場合には注意を要すると思われる。

B 家族政策の最近の動向

前述したように、福祉政策は原則として社会的に問題のある家族や個人を対象としている。最近の家族政策としては1993年に制定された *The Family Preservation and Support Act of 1993 (PL. 103-66)* が挙げられるが、これは基本的には児童虐待予防に関する家族政策である。*Family preservation services* とは虐待を原因とする要養護児童の家庭外措置を回避するために危機状況にある家庭で行われる家族機能の強化・保護を目的とする集中的援助であり、*Family support services* とはより予防的な援助で、親の養育能力を高め児童の発達を促して家族の安定性を強めることを目標とする、地域を中心とした家族援助と定義されている。ここで特記すべ

きことは、従来、後者の援助は民間団体や個人サークルなどが中心となって行われる市民参加型の私的サービスであったものだが、ここで新たに公的援助として規定されたことである。そこでは個人のニーズから地域のニーズへと問題性における対象設定がより緩やかなものになっており、今後の福祉政策においてもその対象をより広く捉えようとする傾向を表したものかもしれない。

C 保育サービスの概要

福祉政策としての保育も原則として社会的に問題のある家庭—例えば、貧困家庭、ひとり親家庭等—の子どもが対象とされている。いわゆる共働きの家庭の子どもに対して、日本では「保育に欠ける」という子どもの福祉ニーズを捉えるが、アメリカでは親の働く権利の阻害要因という捉え方をしているように思われる。従って、共働きであっても社会的に問題が認められない家庭の子どもの保育については、理論的には福祉政策ではなく労働政策として扱われる対象になると思われるが、実際のところ、保育に関する全国的な政策は存在せず混沌とした状況にある。

なお、連邦厚生省(*Department of Health and Human Services*)が所管する乳幼児の保育に対する直接的援助について、英語の名称及びその根拠となる法律を（ ）内に付記して以下に列挙する。

- 1 要扶養児童家庭扶助 (*Aid to Families with Dependent Children*) …… 貧困家庭（多くは母子家庭）の親の就労必要経費としての保育料を補助するための現金給付サービス (*the Social Security Act of 1935, Title IV-A*)
- 2 児童福祉サービス (*Child welfare services*) …… 被虐待児等、要養護児童の保

護対策の一部としての保育サービス (the Social Security Act of 1935, Title I V-B)

- 3 包括交付金 (Block grant) ……高齢者・障害者等を含む地域の福祉サービス全般に対する地域開発交付金 (Community Services Administration地域サービス局の所管) の一部で、低所得家庭の児童を対象とした保育サービスを提供するため州の社会福祉事務所に対して交付される保育所設置助成金 (the Social Security Act of 1935, Title XX : 1974年に制定)
- 4 就業奨励プログラム (Work Incentive Program) ……AFDC受給者の職業訓練等、就業奨励のために必要な短期の保育サービス (the Social Security Act of 1935, Title IV-C : 1967年に制定)
- 5 ヘッド・スタート (Project Head Start) ……低所得家庭の児童に対する教育・保健・栄養・親教育を含む包括的な就学前教育プログラムで、良質の保育サービスとしてモデル的存在 (the Economic Opportunity Act of 1964, Title II)

II 教育制度と幼児教育

A アメリカの教育制度の特徴

前述の福祉政策と異なり、アメリカでも教育政策は原則として一般の児童・市民を対象とし、健全育成に近い内容の政策も教育政策に含まれている。しかし、義務教育でさえ国が保証する全国的制度ではなく、州政府の管理監督の下に各学区の教育委員会が実際の運営を担当するといった地域レベルでの自律がかなり強調された内容になっている。従って、厳密に言えばアメリカの教育制度というものには存在せず、50の州の教育制度があるのであり、しかも各州内にある多数の学区がそれぞれ多様な制度を運営していると言った方が正確なのである。

幼児教育を概観しても、そうした制度の多様性のみならず、使われている用語とその定義の多様性が大きな問題となってくる。そこで、以下では広く一般に用いられている用語を英語のまま表記し、それらについて概説することにする。

B 幼児教育の分類

Gerald L. Gutek (1988)によると、いわゆる幼児教育を論ずる場合には就学前教育(preschool educationまたはnursery school education) と実質的には小学校の低学年教育を意味する狭義の幼児教育 (early childhood education) に分類するのが一般的だと言う¹。

第一に、就学前教育は5歳未満 (多くは2歳～5歳) で kindergartenに入る前の子どもを対象とする教育を指し、一般にday care center (多くの場合 nurseryと同義) 及び preschool (nursery schoolと同義)の2種の形態をとっている。定義としては、前者がいわゆる日本の保育所に相応し、食事や遊びの場を提供して親が働いている間の子どもの保護・管理を目的としているのに対し、後者は日本の幼稚園に相応し、nursery と schoolを兼ね備えた性格のもので子どもの保護・管理及び教育をその目的としている。ただし実際には preschoolの内容はかなり教育に重点を置いたものからほとんど保育所と同様のものまで多様であり、運営時間も半日制のものや全日制のものがあるといった状態である。

第二に、狭義の幼児教育はkindergartenから第3学年 (the third grade) までの子どもたち (5歳～8歳) を対象とした教育を指す。ここでkindergartenは公教育制度に組み込まれている場合が多く、小学校の一部としてkindergarten 学年 (grade) とかkindergarten class等と呼ばれることもあり、一般にアメリカで初めて学校制度と関わるのがkindergartenに入ることであると言われている。Kindergartenの形態によって広義の幼児教育制

度には以下に示すいくつかのパターンがある。

1. **kindergarten**が存在せず、**preschool**（または**nursery school**）が3歳～5歳の子どもを対象とし、6歳以上はいわゆる小学校（**elementary school**）に入る制度
2. **kindergarten**が5歳児を対象とし、それより年少の子どもは**nursery school**、年長の子どもは **elementary school**に入る制度。ただし**nursery school**が3～4歳を対象とするなど複数年に及んでいる場合、**kindergarten**に入る前年の子どもたちを対象とした**prekindergarten class**が **nursery school**内に設けられていることもある。
3. **kindergarten**が4～5歳児を対象とし、それより年少の子ども（多くの場合3歳児のみ）が**nursery school**に、年長の子どもが**elementary school**に入る制度。
4. **elementary school**の中に**kindergarten class** や**nursery class**が設けられている制度。一般に3歳以上の子どもを対象とし、**kindergarten class**が4～5歳児、**nursery class**が3歳児を対象とする場合、及び**kindergarten class**が5歳児、**nursery class**が3～4歳児を対象とする場合等がある。

以上、広義の幼児教育についてその一般的分類を示し、その制度の多様性をみてきたが、いわゆる就学前教育であれ、狭義の幼児教育であれ、対象となる子どもの年齢の相違から目標や方法は成長段階に応じて異なるものの、それらの根本原則は共通の内容をもっている¹¹⁾。すなわち、①遊びを通して子どもが自ら学んでいくのを助けること ②好奇心や探求心を刺激するような教材や道具に富んだ創造的な学習環境を整備すること ③自分自身に自信を持ち、積極的に仲間とも交われ

るようにして、後の学習がスムーズに進むよう準備をすること等がそれである。

C 保育・幼児教育の歴史的発展過程

保育・幼児教育に関わる多様な制度や用いられる用語の理解を助けるため、そうした制度が発展してきた歴史的な流れを概観すると、**day care center**と**kindergarten**の生まれる経緯は明らかに異なり、その相違が今日の制度の違いにも現れていると思われる。

連邦政府が初めて子どもの保育に関わったのは、19世紀初期に船員の未亡人や「有能な（**worthy**）婦人の子どもを対象とした保育（**day nursery**）であるという¹²⁾。その後、大規模な保育への取り組みが大恐慌時に行われ、公共事業の一環として事業促進局（**Works Progress Administration**）が失業中の教師や看護婦及び求職中の女性等の就労援助を目的として**nursery**を設立し、その数は1937年には1900にも上っている。次に、第二次大戦時には国防省の国防保健福祉局（**Office of Defense, Health and Welfare Services**）が女性の労働力を確保するために**day care centers for women workers**を設立する。1951年にはこうした戦時託児施設の数3000にも上るが、この際、ほとんどの事業促進局所管の**nursery**が国防省の**day care center**に名称変更・所管変更されている。筆者の調べる限りでは、古く子どもの養育とか育児を意味する**nursery**に代わって、**day care**が子どもの保育を意味するようになったのは第二次世界大戦時の国防省による命名が最初のように思われる。

これに対し、**kindergarten**の歴史はフレーベルの教えを受けたドイツ移民のシュルツ夫人（**Margaretha Mayer Schurz**）がウィスコンシン州ウォータータウンのドイツ人コミュニティで幼児の教育を創めたことに始まる¹³⁾。その後、オハイオ州やペンシルバニア州のドイツ人コミュニティに数多くの**kindergarten**が設立され、セントルイスやミルウ

オーキーといったドイツ系アメリカ人の人口が多い都市ではkindergartenで導入されているフレーベルの幼児教育原理が一般の小学校にも導入されている。英語によるkindergartenはピーボディ夫人(Elizabeth Peabody)によって4年後の1860年ボストンで開始される。フレーベル理論に基づくkindergartenが学校教育の一環として位置づけられていくのは1873年セントルイス市に端を發し、1874年には全国教育協会(the National Education Association)が公立小学校内にkindergartenを付設する運動を展開したこともあって、19世紀の終わりには他の多くの都市もセントルイスに追随している。1900年にはkindergartenの数は5000にも上り、現在では義務教育ではないもののkindergartenは公教育制度の重要な一部となっている。

III 連邦厚生省以外の所管による乳幼児の養育に関する援助制度

前述した連邦厚生省による保育関連の援助の他にも、乳幼児を対象としたさまざまな援助が行われている。以下にその主要なものを列挙する。

まず、連邦文部省(Department of Education)所管の代表的なものとして①初等中等教育法第1条項支援事業……学区の判断による貧困家庭の児童に対するkindergarten等への就学援助 ②就学前障害児支援事業……就学前の障害児に対する教育援助が挙げられる。

保育サービスに直接関連するものとしては、雇用訓練パートナー法(the Job Training Partnership Act of 1982)による失業者の雇用訓練期間中の保育料助成と保育職員の養成、職業訓練法(the Vocational Education Act of 1963)の1976年改正により開始された職業訓練中の保育サービスの提供等がある。また、保育施設への援助としては、学校給食法(the National School Lunch Act of

1946)による認可保育施設への朝・昼食支給サービス、児童栄養法(the Child Nutritional Act of 1966)に基づく認可保育施設へのミルク支給サービス、農務省による保育施設に対する食費補助、及び国防省による世界各地の米軍基地内にある保育所の運営経費補助等がある。

また、保育関連の税制としては ①児童・扶養者の保育税控除(Child and Dependent Care Tax Credit)として保育料による所得税控除が認められること ②企業内保育奨励のための優遇税制として、企業内保育に対する必要経費の控除を認めること が挙げられる。

第2部 保育サービスの認可の現状

I. ヘッド・スタート・プログラムの最低基準

保育に関する全国的基準は存在しないため、一般に保育サービスのモデル的存在とされている連邦政府によるヘッド・スタート・プログラムの最低基準(program performance standards)の概要を以下に示そうと思う。なお、ヘッド・スタート・プログラムでは①施設保育(center-based program) ②在宅保育(home-based program) ③混合保育(combination program)という3種の形態が選択できるようになっており、そのそれぞれについて基準が設定されており、ここに示すのは1998年1月1日から適用されている内容である。

A 基準に含まれる項目一覧

基準は A 総則(General) B子どもの発達と保健(Early childhood development and health services) C 家族及び地域との連携(Family and community partnership) Dプログラムの形態と運営(Program design and management) E運営細則(Implementation and enforcement)の5部から構成されている。

1. 総則＝目的や用語の定義などが示されている
2. 子どもの発達と保健＝以下の5項目につき規定されている

- ◆ 子どもの健康や発達状態のチェック・治療・記録等(child health and development)
- ◆ 全ての子ども及び年齢別の子どもに対する保育目的等 (Education and early childhood development)
- ◆ 医薬品等の取り扱い・病気等の際の対応・けがの予防・衛生管理・救急用品等の管理(child health and safety)
- ◆ 栄養 (child nutrition)
- ◆ 親子関係を含む子どもの精神衛生 (child mental health)

1. 家族及び地域の連携＝家族との連携 (family partnership) 及び地域との連携 (community partnership) の2項目の下に、家族や地域のさまざまなグループや社会資源の参加・活用などを規定している。

2. プログラムの形態と運営＝以下の4項目につき規定されている。

- ◆ 委員会・協議会・親の会等を含む運営体系 (program governance)
- ◆ 企画・親などとの連絡・記録・評価 (management systems and procedures)
- ◆ 職種・職員の資格や訓練等、人事関係 (human resources management)
- ◆ 部屋の広さや遊具を含む設備等の物理的条件及び環境規定 (facilities, materials, and equipment)

1. 運営細則＝さまざまな事務手続き等に関する規定を含む

なお障害児に対しては、障害児の保育に関する最低基準(Head Start program perform

ance standards on services for children with disabilities)として別に規定を設け、障害の種類や程度別に細かく規定されている。

B プログラムの3形態

前述したように、ヘッド・スタート・プログラムでは施設保育、在宅保育、混合保育という3種の形態から選択できる。施設保育とは保育施設においてクラス単位で行われる保育、在宅保育とは子どもの家庭において家庭訪問員 (home visitor) と親とで行われる保育、混合保育とは施設保育と在宅保育の混合を意味する。以下では、それぞれの保育の基準につき簡単に述べる。

1 施設保育 (center-based program)

(1) 全日制

- ◆ クラスの大きさ

4～5歳……平均17～20人(ただし20人を超えないこと)

3歳………平均15～17人(ただし17人を超えないこと)

- ◆ 職員の配置＝1クラス当たり2人の保育者あるいは1人の保育者と1人の保育助手(できれば1クラス当たり1人の親などボランティアの参加が望ましい)

- ◆ 運営時間＝週に4～5日、1日最低3.5時間～最高6時間(ただし障害児や親が就労中または職業訓練中など、長時間の保育が望ましい場合には6時間以上も可)

(2) 半日制＝午前と午後の入れ替え制

- ◆ クラスの大きさ

4～5歳……平均15～17人(ただし17人を超えないこと)

3歳………平均13～15人(ただし15人を超えないこと)

- ◆ 職員の配置＝1人の保育者が午前と午後のクラスを担当する。

- ◆ 運営時間＝週に4日

2.在宅保育 (home-based program)

- ◆少なくとも週に1回・最低1時間半の家庭訪問を行い、少なくとも年間32回の家庭訪問を行うこと
- ◆どの子どもも少なくとも月に2回、年間で最低16回の集団活動 (group socialization activity) に参加すること。集団活動とは、在宅保育に参加する子どもたちが複数集まって一緒に活動することを意味する。
- ◆1人の家庭訪問員が担当するのは10～12家族とし、12家族を超えないこと。
- ◆家庭訪問は訓練を受けた家庭訪問員と親との合議の上で行い、親が不在の場合には行わない (ベビーシッター等の一時的に子どもの世話をする人がいても不可)
- ◆家庭訪問の目的は、親の育児方法を改善し、家庭が子どもにとってより良い学習環境となるよう援助することであり、家庭訪問員は親が子どもの発達に適した学習機会を提供できるように援助する。また保育施設のサービスなど、有用な情報を親に提供する。
- ◆集団活動は親と子ども双方を対象にしたもので、その目的は親と家庭訪問員の監督の下に保育施設・公共施設や遠足に行き仲間と年齢に応じた活動を行うことによって社会性を身につけることにある。また、親は少なくとも月に2回は子どもの集団活動に付き添い、子どもを観察したり、ボランティアとして参加したり、親のためのプログラムに参加したりしなくてはならない。

2.混合保育(combination program)

保育施設におけるクラス単位の保育に関しては前述の施設保育の基準が適用され、在宅保育に関しては前述の在宅保育の基準が適用

される。なお、混合保育は年に8～12ヶ月の間行われ、施設保育が最長の場合 (施設保育の年間最低日数92 に対し年間の家庭訪問回数 8^{vii}) から施設保育が最短の場合 (施設保育の年間最低日数 32～35に対し年間の家庭訪問回数 24) まで、施設保育と在宅保育の組み合わせ方が細かく規定されている。

II 認可保育施設の現状

以下では、公教育制度に組み込まれている *kindergarten* を除き、50州及び3地域 (ワシントンD.C.、プエルトリコ、及びヴァージン諸島) の「*licensure* (ペンシルバニア州では *certification*)」による認可保育施設及び「*registration*」により管理される登録保育施設について、児童財団 (the Children's Foundation) の保育施設の認可基準調査 (the 1998 Child Care Center Licensing Study) による1997年秋から1998年初頭における認可の現状を概観する。ただし、ここで認可保育施設と総称するのは *day care center*, *nursery school*, *preschool*, *prekindergarten*, *religiously affiliated center* であり^{viii}、全米でその総数は98,919に上っている。

A 職員の配置基準

全国保健衛生安全基準 (National Health and Safety Standards) による職員の配置基準を目安として各州・地域の基準達成度を以下に示す。

- ◆新生児(基準では3人に1人の保育者)=基準を満たすのは4州(7.5%)のみ。29州2地域(58.5%)で4人に1人。
- ◆1～2歳児(基準では3人に1人の保育者)=基準を満たすのは1州(1.9%)のみ。14州2地域(30.2%)で4人に1人。
- ◆2～3歳児(基準では4～5人に1人の保育者)=基準を満たすのは7州1地域(15.1%)
- ◆3～5歳児(基準では7人に1人の保育者)=基準を満たすのは2州(3.8%)のみ。

◆6～12歳の学童(基準では6～8歳児の場合10人に1人、9～12歳の場合12人に1人)=4州2地域(11.3%)で基準を満たす昼寝の時間については特別の配置基準を設定している州があり、その概要は以下のとおり。

1. 昼寝の時間も配置基準の変更を認めない
 ……25州3地域(52.8%)

新生児の場合を除き児童数を50%増やすことができる
 ……10州(18.9%)

年齢に関係なく児童数を50%増やすことができる
 ……4州(7.5%)

すべての子どもが眠っている場合部屋に1人の保育者でよい
 ……6州(11.3%)

保育者がいなくてもよい……1州(1.9%)

B 1クラス当たりの子どもの数

3歳までの子どもに関して、特別に1クラス当たりの子ども数に制限を設けていないのは19州1地域(37.8%)に上っている。以下、クラス当たりの制限を設けている州・地域は年齢区分によって以下ようになる(最小及び最大値を示す)。

◆0歳～1歳 (17州)=6～8人(1州)
 ～ 12人(4州)

◆0歳～1歳6ヶ月 (8州)=6人(1州)
 ～ 12人(2州)

◆0歳～2歳 (7州)=8人(2州)
 ～ 20人(2州)

◆1歳～2歳 (18州)=6～12人(1州)
 ～ 16人(2州)

◆1歳6ヶ月～2歳6ヶ月(6州)=8人(1州)
 ～ 18人(1州)

◆2歳～3歳 (27州2地域)=8人(2地域)
 ～ 22～26人(1州)

C 職員の資格・要件

職種ごとの資格・要件を示すと以下のようになる。

1. 施設長・管理者(Center director, Administr

ator)

教育及び経験を有すること

……48州2地域

新生児・1～3歳児・病児・障害児を対象とする場合の特別な要件あり……1州

救急看護の知識……23州

オリエンテーションのみ……2州

なし……1地域

2. 主任保育者・保育実務責任者

(Head teacher, Program director)

教育及び経験を有すること……34州2地域

新生児・1～3歳児・病児・障害児を対象とする場合の特別な要件あり……5州1

救急看護の知識……23州

オリエンテーションのみ……6州

なし……14州

1. その他の保育者

教育及び経験を有すること……27州1地域

新生児・1～3歳児・病児・障害児を対象とする場合の特別な要件あり……10州

救急看護の知識……21州2地域

オリエンテーションのみ……9州

なし……21州1地域

2. その他の職員(栄養士・保育助手・ボランティア・事務職員等)

教育及び経験を有すること……12州1地域

新生児・1～3歳児・病児・障害児を対象とする場合の特別な要件あり……3州

オリエンテーションのみ……10州

なし……32州1地域

なお、就労後の施設内訓練(in-service training)については以下のように規定されている。

1. 全ての保育者

年間1～3時間……1州

年間4～6時間……6州

年間7～12時間…………… 16州
 年間15～25時間…………… 15州
 就労時間により異なる…… 3州
 時間の規定なし…………… 5州1地域
 なし…………… 3州2地域

2.施設長・管理者(Center director, Administrator)

年間1～3時間…………… 1州
 年間4～6時間…………… 3州
 年間7～12時間…………… 9州
 年間15～25時間…………… 11州
 なし…………… 4州2地域

3.主任保育者・保育実務責任者(Head teacher, Program director)

年間1～3時間…………… 1州
 年間7～12時間…………… 3州
 年間15～25時間…………… 1州

D その他の認可に関する内容

◆認可料

無料……………22州及び1地域(43.4%)
 子どもの数に応じた料金……21州(39.6%)
 定額料金…………… 7州2地域(17.0%)

◆認可更新頻度

毎年…………… 21州2地域(43.3%)
 少なくとも2年に1度…19州1地域(37.7%)
 少なくとも3年に1度または無期限の認可
 …… 10州(18.9%)

◆認可条件としてのアスベスト・鉛・放射性物質等、危険物質の調査

あり…………… 16州2地域(34.0%)
 なし…………… 30州1地域(58.5%)
 無回答…………… 4州(7.5%)

◆認可機関による抜き打ち検査

抜き打ちによる検査のみ…7州1地域(15.1%)
 少なくとも年に一度合意の上で実施
 …… 18州1地域(35.8%)
 年に2～4回実施……………8州1地域(17.0%)
 不服申立てがあった時のみ実施
 …… 8州(15.1%)
 抜き打ち検査は行わない…… 1州(1.9%)

◆喫煙に関する規定

施設内では禁煙……………34州1地域(66.0%)
 指定場所以外では禁煙
 …… 15州2地域(32.0%)
 禁止規定なし…………… 1州 (1.9%)

E 実施する特別保育

◆新生児のみ(州によっては出生から生後11ヶ月、15ヶ月、18ヶ月までを含む)を対象とした保育施設が28州1地域(54.7%)で存在する。

◆夜間保育及び24時間保育は43州(81.1%)で実施されている。

III 今後の課題

- ✓保育に関する全国的統計(子どもの数、さまざまな保育形態、保育所の種類と数、親の就労状態、保育時間等)を入手すること
- ✓保育成策をめぐる議会の動向を紹介すること
- ✓家庭型保育(Family child care)について歴史・現状等を調査すること
- ✓ヘッド・スタートのprogram performance standardsのうち education and early childhood development 及びhuman resource managementについて詳述すること
- ✓全国保健衛生安全基準(Caring for our children: National health and safety standards)を入手すること
- ✓職員の養成課程を調査すること
- ✓州をいくつか取り上げて個別に紹介すること

<文末脚注>

ⁱ Gutek, G. L. (1988) Education and schooling in America. New Jersey: Prentice Hall P.171

ⁱⁱ Gutek, G. L. (1988) Education and schooling in America. New Jersey: Prentice Hall P.171

ⁱⁱⁱ Vinet, M.J. Child care services. In Encyclopedias of social work 19th edition.(1995). Washington, D.C.: NASW Press2 P.367

^{iv} Gutek, G. L. (1988) Education and schooling in America. New Jersey: Prentice Hall P.174

^v Gutek, G. L. (1988) Education and schooling in America. New Jersey: Prentice Hall P.174

^{vi} 例えば、年に8ヶ月運営されている場合に、週に3日の施設保育を行い、月に1回の家庭訪問を行う、といった組み合わせ。

^{vii} 26州、3地域(54.7%)でday care center, nursery school, preschool, prekindergarten, religiously affiliated centerが含まれているが、州によってその定義も異なり、11の州ではnursery school, preschool, prekindergartenが含まれず、7州ではreligiously affiliated centerもそれに含まれていない。

1.保育行政の所管

- ・主に州政府のコミュニティとソーシャルサービス省(オンタリオの場合、Ministry of Community and Social Services MCSS)が実際のチャイルドケアサービスの供給及びチャイルドケアに関する水準の調査と設定をすることになっている。
- ・先住民の保育に関しては全面的に連邦政府の管轄となる。
- ・連邦政府の所得税制度を通じて保育控除(child tax benefit)が民間保育サービスを使用している親に提供される。

2.保育・幼児教育の所管の形態

- ・連邦レベルで所管分離
- ・州レベルでも所管分離が多い(例えば、一般保育はコミュニティとソーシャルサービス省の管轄となるが幼児教育は州の文部省の管轄となり、また、就労訓練に参加している母親(特に母子世帯の母親)の場合には州と連邦政府共同の労働省・技術訓練省の管轄となることもある)。

3.保育の形態

- ・カナダの保育の形態はおおまかにいえば、(1)主に低所得家庭への支援対策としての保育ソーシャルサービス、と(2)主に中層階級の共働き家庭のための教育・支援サービスとしての保育・幼児教育サービスとの2つのシステムから構成された二重構造になっている。この2つのシステムの中には様々なサービスがある。

1)保育センター (Day Care Centres)

- ・対象:5歳未満が多い
- ・保育センターには(1)公立保育センター(public day care centres)と(2)私立保育センター(private day care centres)の2種類があ

る。各センターとも障害児保育が実施されている。

- (1)公立保育センターは基本的に低所得家庭対策の一環として、所得に応じた料金で提供している。母子家庭(特に就労している母子家庭)には特別優先条件が設けられ、彼等及び低所得家族の場合には大多数が保育料が公費負担となる。これらの保育センターは州政府、市の政府、及び地方自治体などの様々なレベルの政府機関によって設立されているが、市と地方自治体によって設立されている場合が多い。保育センター及び定員の数は利用者数と比較すると圧倒的に不足している。従って、入所期待リスト(ウェイティングリスト)が非常に長いことが特徴である。入所方法としては親がその市・地方自治体範囲内にある保育所と直接契約をする。また、保育センターの規模も日本と比較して極めて小規模である。ほとんどの保育センターの定員は30人ほどである。

- (2)私立保育センターは主に中層階級の共働き家庭を対象とした教育・育児支援サービスである。これらの保育センターはいずれも公立保育センターと同様に州政府の認可を受けなければならない。したがって、私立、公立とも政府の保育基準(例えば、保母配置、施設の整備と環境の最低基準、必要なスペースなど)にそわなければ法律上サービスを提供をすることができない。私立保育センターの入所に関しても、公立保育センターと同様に親が直接保育所と契約する。保育料は民間セクターであるので保育所が設定し、原則として全額保護者負担となる。しかし、保護者は現在、子ども一人につき、年間最大8、

000ドル(約68万円)まで保育料を所得税から控除することができる。私立保育センターはあくまでも民間セクター保育サービスであるので、保育料は極めて高額であるが、その反面利用者の要求及びニーズに対して非常に弾力的に対応できる。入所期待リストは公的保育センターと比べて圧倒的に低く、また、保育内容も最近では特別な乳幼児教育(Special Early Childhood Education)等を強調した保育サービスも供給している。

たまに、市・地方自治体によっては公立保育センターの定員席が不足している理由で従来公立保育センターに所属すべき母子及び低所得家庭の子どもを私立保育センターに入所させる場合もある。この場合、市・地方自治体が公費を使って保育料を全面的に負担することとなる。

保母配置:公立・私立とも同様に州政府の水準にそわなければならない。州の制度的違いで場合によっては、0から2歳までは1:1から3:1、2歳から3歳までは4:1から8:1と非常にばらつきが大きい。保育者の資格はまちまちだが、最近では乳幼児教育(Early childhood education)または乳児保育(child care certificate)(短大レベル)の資格が一般的になっている。

実際、保育センターのような施設的保育はカナダではあまり大衆的では無く、保育形態としては現在の保育サービスの約1割程度にしかたっていない。カナダで一般的に一番活用されている保育形態は家庭的保育、特に保育ママを中心とした保育サービスが全体の約8割近く閉めている。その他にも、親の共同保育(coop day care)やナニーさんによる保育など、少数ではあるが最近目立ってきている。

2)家庭的保育(保育ママ)

現在カナダで一番広く活用されている保育形態である。保育ママとは自宅で近所子どもを保育するサービスで、基本的にはそのサービスを地方自治体に登録する必要がある。登録したら、地方自治体から保育基準(特に自宅のスペースと保育環境)に関する検査が行われる。保育基準に達し、地方自治体に登録したら、毎月、定期的に地方自治体のコンタクトが訪問し、図書やおもちゃの交換サービス、保育の指導及び相談などに対応してくれる。要するに、コンタクト訪問は孤立しやすい保育ママの保育状況を確認すると同時に保育に関する支援とサポートをもする役割を果たしている。現在、カナダでは特に3歳児未満の親の中で保育ママを活用する傾向が強い。この原因には、多くの親が子どもが小さい内はもっと家庭的な環境で子どもを見てほしいというようぼうがあるそうである。保育ママの資格はまずまずであるが、多くは今まで子どもを育てた経験があり、近所で信頼されているおばさんが多い。ほとんどの保育ママは子どもの年齢に応じて3人から5人ぐらいの子どもを保育している。中には3人以下の場合もある。親は保育ママと直接契約し、保育料も保育ママと交渉する。保育ママに支払った保育料は領収証の提出により、所得税から年間1人の子どもにつき、8,000ドルまで控除できるが、中には両者の経済的利益を計算して、両者とも収入と消費を申告しないケースもある。これが、現在の保育ママの保育形態の問題の1つでもある。

3)親の共同保育 (Coop Daycare)

親の共同保育は近所の親がグループとして共同にお互いの子どもを組織的に保育するしすてむである。親の共同保育を形成するには数人の親が一つの共同団体として組織をつくり、市・地方自治体に申請しなければ